

住民税非課税世帯物価高騰対策給付金[7万円]のご案内

市では、物価高により厳しい状況にある低所得世帯を支援するため、住民税非課税世帯物価高騰対策給付金を支給します。

支給対象世帯：基準日(令和5年12月1日)において、**世帯全員**の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯

※住民税が課税されてる方の扶養親族のみからなる世帯のほか、令和5年1月2日以降に日本へ初めて入国した方がいる世帯は対象となりません。

※前回の給付金(3万円)とは、要件が一部異なります。3万円を受給された方がこの7万円を受給できない場合があります。

支給額：1世帯あたり7万円(1回限り)

受付期間：1月16日(火)から3月31日(日)まで(当日消印有効)

支給時期：下記のお知らせの送付から2週間程度または振込先変更届等の手続きが完了してから4週間程度を目安に順次支給します。

手続方法：

①基準日時点であま市に住民登録があって、あま市の住民税非課税世帯支援給付金(3万円)を受給した世帯(令和5年6月1日以降に世帯主が変更になった世帯を除く)

支給対象世帯へ「あま市住民税非課税世帯物価高騰対策給付金の支給のお知らせ」と「振込先変更届」を送付します。**1月23日(火)までに**振込口座の変更の申し出がなければ、3万円の支給口座へ1月30日(火)に振り込む予定です。

なお、振込口座の変更を希望する場合は「振込先変更届」と本人確認書類や振込先口座確認書類の写しの添付が必要です。

②基準日及び賦課期日(令和5年1月1日)時点であま市に住民登録があって、あま市の住民税非課税世帯支援給付金(3万円)を受給していない世帯

支給対象世帯へ「あま市住民税非課税世帯物価高騰対策給付金給付要件確認書」を送付します。**3月31日(日)までに**返送していただき、書類審査を経て支給します。

なお、社会福祉課にて口座情報を把握していない場合は、本人確認書類や振込先口座確認書類の写しの添付が必要です。

③基準日時点であま市に住民登録があって、令和5年1月2日以降にあま市へ転入した方があり、あま市の住民税非課税世帯支援給付金(3万円)を受給していない世帯

支給対象世帯より「あま市住民税非課税世帯物価高騰対策給付金申請書(請求書)」を**3月31日(日)までに**提出していただき、書類審査を経て支給します。

【添付書類】

- 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなどの写し)
- 令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する非課税証明書
- 振込先口座の番号や名義人がわかるもの(預金通帳またはキャッシュカードの写し)

備考：提出書類は社会福祉課までお持ちいただくか、郵送でご提出ください。申請書は社会福祉課でお渡しするほか、コールセンターへ郵送送付をお申し出いただくか、市公式ウェブサイトからダウンロードすることができます。

問合せ先：社会福祉課 住民税非課税世帯物価高騰対策給付金コールセンター ☎0120・313・317